

いつまで続く・・・？ 協約違反！！

9月の勤務表で、社員への特休付与が基本協約第46条（1ヶ月に5日ないし6日の割合で付与する）に違反した付与数が発生しています。

違反の実態は、月に8日や3日の付与となっている状況があります。私たちは、今年4月の特休の付与が複数の組合員に基本協約第46条をオーバーした9日付与や、反対に1日足りない4日付与が発生（交差点No.359掲載）したとし、また5月も同様のため、組合から会社に対して申し入れ（申第45号大阪第二運輸所における「特休付与」に関する申し入れ）を行ってきました。

これに対して会社は・・・

- ☆「5日ないし6日の割合」の範囲でやるよう現場を指導した。
- ☆年間を通じ人によって偏らないよう指導した。
- ☆今後の再発防止のために、他職場も含め全体に周知した。
- ☆「5日ないし6日の割合」の付与とらなかった社員への謝罪文については考えていないが、バラツキ感についてはなくすよう努力する。
- ☆基本協約第46条に適切に対応する。

・・・と回答してきました。

それにもかかわらず・・・

現場（大阪第二運輸所）では、会社からの指導を全く反古にし、平気で基本協約違反を繰り返しています。

私たちは、改善のないまま繰り返される会社の基本協約違反に抗議すると同時に、基本協約違反の要因であるところの慢性的な要員不足の早期解決を訴えます！